

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上にはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に努めております。株主やその他ステークホルダーと良好な関係を築き、社会のニーズに合った事業活動を行うことで長期的な成長を遂げていくことが出来ると考えております。そのために、当社では、企業活動の健全性、透明性及び客観性を確保するために適時適切な情報開示を実施し、また、経営監督機能を強化する体制作りに積極的に取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスについての重点課題と致しましては、

1. 株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行い、株主がその権利を適切に行使することができる環境を整備すること
2. 会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出の為、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めること
3. 財務情報、経営戦略・経営課題、その他非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行い、かつ法令に基づく開示以外の情報提供にも取り組むこと
4. 取締役会は、1) 企業戦略等の大きな方向性を示し、2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行い、3) 独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行い、その責務・役割を適切に果たすこと
5. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うこと

を第一義と捉え、常にこれら重点課題を念頭にいた体制の整備を行っております。

なお、当社では、今後の事業拡大に伴って組織規模拡充が想定されるため、コーポレート・ガバナンス体制については随時見直しを実施し、また、積極的に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2】

当社は、機関投資家等の株主構成の状況次第によっては、議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しています。しかしながら、現状の株主構成や費用面を勘案した場合、対応は不要と考えております。

【原則1 - 3】

当社は、資本政策に関する基本的な方針は定めておりませんが、ROEを重要な経営指標のひとつとして、資本効率の最適化を目指しております。また、株主還元につきましても重要な課題であるとし、業績を勘案した配当を継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

【補充原則2 - 2】

当社は、年2回の人事評価の際には行動評価に理念共感や行動指針に関するコンピテンシー項目を設けております。今後は取締役会にて適宜レビューを行うことを検討してまいります。

【補充原則2 - 4】

当社においては多様性確保にかかる実績値としての開示につきましては、女性・中途採用者の管理職登用について、現時点で複数の実績があり、それを有価証券書内で開示しております。一方、現時点で外国人の管理職登用については実績がない状況です。しかしながら、当社は国籍、性別等に囚われずその能力・成果に応じた人事評価を行うことを基本方針としており、今後の事業及び企業規模の拡大に応じて、多様性確保についての目標とこれを裏付ける人材育成方針及び社内環境整備方針、実績値の開示についても検討してまいります。

【補充原則2 - 5】

当社においては、コンプライアンス委員会を社内内部通報窓口として設置しており、当該委員会の組成メンバーに外部の弁護士を加えております。また、内部通報に関する社内規程により、通報者が特定されないように調査を行うことや調査内容等に関する守秘義務、会社が通報者に対して解雇やその他のいかなる不利益な取り扱いを行わないことを定め、通報者が保護されるよう体制を整備しています。なお、現状当社では経営陣から独立した内部通報窓口は設置していませんが、今後、その必要性について検討してまいります。

【補充原則3 - 1】

当社は、現時点における海外投資家比率や経営資源の状況を踏まえ、英文での情報開示については、株主・投資家の皆様にとって特に重要性の高い決算短信に限定して行っております。これは、当社の主要な株主層が国内投資家である現状において、合理的な範囲での情報提供であると判断しております。今後、海外投資家比率の増加や経営環境の変化に応じて、英文開示の範囲拡大について継続的に検討してまいります。なお、決算短信の英文開示は、当社ウェブサイトのIRページに掲載しております。

【補充原則4 - 1】

当社は、激しく変化するビジネス環境の中で、中期的な業績予測を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、数値目標をコミットメントする中期経営計画は策定しておりません。一方単年度予想と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っております。

【補充原則4 - 1】

当社は、企業が将来に亘って継続的に成長していくためには、経営を司る後継者の育成が重要な要素であると認識しています。具体的には、取締役会及び経営会議を通じ、当社全体として経営者の育成に努めております。後継者育成計画及びその監督手法の策定については、今後検討すべき課題と認識しております。

【原則4 - 2】

取締役会は、業務遂行の執行責任を負う経営陣からの提案活動は、会社の活性化や持続的な成長を確保するためには不可欠なものと認識しており、方法や形式に拘束されることなく随時受け入れることとしております。また、提案される事項に関し社内基準に照らして重要なものについては、当社全体の方針管理の観点から適切なものであるかを判断するとともに、経営会議にて十分に事前審議を行ったうえで、取締役会への提案を行っております。なお、当社は、取締役の中長期的な業績に連動する報酬や自社株報酬等は採用しておりません。

【補充原則4 - 2】

当社は、取締役の報酬に関して中長期的な業績と連動する報酬としての自社株報酬等の報酬制度を採用しておりませんが、取締役の業務執行に対する適正な評価として、また経営戦略の達成手段の一つとして相応しい報酬制度のあり方について、取締役会において引き続き議論を重ねてまいります。なお、報酬の決定手続きについては、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

【補充原則4 - 2】

当社のサステナビリティに関する方針については、現在策定中であります。

【補充原則4 - 3】

当社は、独立社外取締役が過半数を占める取締役会にて、業績等の評価を踏まえ作成した人事案（経営陣幹部の選任・解任等）について、独立社外取締役とも十分協議し適切に決定しております。

【補充原則4 - 3】

当社は、飲食サービス及びコンテンツ企画サービスを展開しており、取り巻く経営環境は大きく変化していることから、一時点の議論により当社の代表取締役社長等に相応しい知識、経験、能力の基準を設けることが必ずしも適切ではないと考えられ、現時点では代表取締役社長等を選任するための評価基準や特別な選任手続は定めておりません。今後、当社の中長期的経営戦略を実現できる資質を備えた代表取締役社長等を適切に選任するための手続を検討してまいります。

【補充原則4 - 3】

当社は、代表取締役社長の解任につきましては、明確な解任要件を定めてはおりませんが、職務執行に不正または重大な法令・定款違反、人身の故障、その他職務への著しい不適任があると取締役会が判断した場合には、取締役会の決議に基づく解任手続を実施します。

【原則4 - 9】

当社では、会社法に定める社外取締役の要件並びに東京証券取引所及び当社が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役の候補者を選定しています。

【原則4 - 10】

現在、任意の機関は設置しておりません。統治機能の更なる充実を図る必要性が生じた場合は、任意の機関を定めることも検討してまいります。

【原則4 - 11】

当社取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備えております。当社監査等委員会は、企業経営経験者である社外取締役2名、弁護士資格を有する社外取締役の3名で構成されております。なお、取締役会の構成についてはジェンダー、国際性、職歴、年齢などの多様性に富んだ構成を組むことが重要であると考えております。特に当社には多数の女性管理職がいることから将来の取締役候補になり得るものと考えております。

【補充原則4 - 11】

当社の取締役会は、定款で定める取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名以内、監査等委員である取締役5名以内の員数の範囲内で構成され、実効性ある議論を行うのに適正な規模、また、当社の経営戦略の推進を監督していくうえで必要な知識、経験、能力等のバランスを備えた多様な人員で構成することを、基本的な考え方としています。なお、取締役のスキル・マトリックスにつきましては、早期の開示に向けて検討を行ってまいります。

【補充原則4 - 11】

当社は、現時点では定期的な取締役会実効性評価は実施しておりませんが、今後の取締役会の実効性を高めるためには実効性についての分析・評価を行うことが重要であるという認識に基づき、今後の取締役会において効果的な評価方法等について十分議論の上、評価プロセスの整備に努めてまいります。

【原則4 - 14】

社外取締役に対しては、就任時に当社の事業、財務、組織等の基本的な情報を提供し、その後、経営判断に必要な情報を随時提供しております。尚、各取締役はその能力、経験及び知識が職務を遂行するにふさわしいかどうかを判断したうえで指名し、株主総会の承認を得たものであります。今後、必要なトレーニング機会の提供・斡旋は状況に応じ検討してまいります。

【補充原則4 - 14】

当社は、取締役が、その役割及び機能を果たすために必要とする、業界動向、法令遵守、コーポレート・ガバナンス、及び財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、取締役の職務遂行を支援してまいります。当社の社外取締役は、その役割及び機能を果たすために、当社の経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境及び経営課題等につき、その就任後適時に、各所管部署又は担当役員から説明を受け、十分な理解を形成します。なお、講師を招聘しての役員勉強会等、当社費用によるトレーニングの実施については、今後状況に応じて検討してまいります。

す。

【補充原則4 - 14】

取締役はその能力、経験及び知識が職務を遂行するにふさわしいかどうかを判断した上で指名し、株主総会の承認を得たものでありますが、今後必要に応じて取締役に対するトレーニングの方針について開示を検討してまいります。

【原則5 - 1】

当社は、株主・投資家との建設的な対話を促進するための基準や方針は策定しておりません。今後検討してまいります。しかし、IR担当部署である人事総務部と担当役員は、株主からの問い合わせ、機関投資家からのインタビュー及び面談依頼等を常時受け付けております。また、株主・投資家との対話を通じて提言された内容については、担当役員より取締役会にフィードバックする体制を構築しております。なお、株主・投資家との対話に際して、当社「インサイダー取引等の管理に関する基準」により、インサイダー情報を管理しております。

【原則5 - 2】

当社は中期経営計画を公表しておりませんが、毎期初において、当該期の目標額を開示しております。その目標額の策定にあたっては、資本コストを考慮した上で、事業戦略の見直しや、設備投資、人材投資を含めた経営資源の配分について計画を策定しております。一方で、目標達成に向けた具体的な施策については、決算短信や決算説明の他、日常のIR活動を通じて株主に分かりやすく説明、伝えるよう努めてまいります。

【補充原則5 - 2】

当社は単一事業を営んでいるため、事業ポートフォリオに関する基本的な方針は定めていません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4】

当社は、取引関係の継続・強化につながり、当社の中長期的な企業価値向上に資すると認めた場合に限り、政策保有株式を保有することとしております。この保有株式については、中長期的な経済的合理性や将来見通しを総合的に勘案し、保有の適否を取締役会において検証しています。その結果、保有の意義が認められないと判断された株式については縮減を図ることとしております。また、政策保有株式の議決権については、当該企業の価値向上につながるか、当社の企業価値を棄損させる可能性がないかを個別に精査した上で、議案への賛否を判断致します。なお、当社は現在、政策保有株式として上場株式を保有しておりません。

【原則1 - 7】

当社は、会社法、取締役会規程及び関連当事者取引管理規程に基づき、主要株主との取引や、取締役と会社との利益相反取引(直接取引・間接取引)及び取締役の競業取引については、取締役会での審議及び決議を要することとしております。なお、この場合、対象となる取締役については、特別利害関係者として当該審議及び決議には参加しないこととしております。さらに、これらの利益相反取引及び競業取引の状況・結果等の重要な事実については、事後的に取締役会での報告を要することとしており、事後的な監視体制も整えております。また、関連当事者取引については、毎期、取締役に対して当該取引の有無・内容についてアンケートを実施し、関連当事者間の取引を管理する体制を整えております。

【原則2 - 6】

当社は企業年金制度を採用していません。

【原則3 - 1】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念については、HP、有価証券報告書等で開示し、経営戦略、経営計画については決算説明資料内にて記載・開示しています。

これらについては、当社ホームページ(<http://www.sldinc-ir.com/>)をご参照ください。

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書 1. 基本的な考え方に記載しています。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については、持続的な企業価値の向上を目指す取締役の職責の対価として適切な報酬となるよう、会社業績のほか職務の内容・執行状況を総合的に勘案し決定しております。取締役の報酬等の具体的配分については、当該方針に基づき決定することを前提に、取締役会で代表取締役に一任しております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役について、その職務経歴や専門性を総合的に鑑みて、当社の企業価値向上に資すると判断した者を選任する方針としています。その指名にあたっては、代表取締役が取締役会に候補者を提示し、取締役会で決定しています。

また、当該選任に関しては、当社株主総会にて決議されることを要件としています。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は、取締役候補者の指名理由につきましては、株主総会参考書類(<http://www.sldinc-ir.com/meeting.html>)にて開示しております。

【補充原則3 - 1】

当社は、「楽しみに溢れた豊かなライフスタイルをより多くの人々に提案する」という経営方針の実現の基礎として、持続可能な社会の実現が不可欠であると認識し、役員及び社員が企業の社会的責任・使命を深く自覚し、公正で誠実な企業活動を推進しております。当社のサステナビリティに関する具体的な取組み、人的資本や知的財産への投資等については、有価証券報告書等にて開示しております。

【補充原則4 - 1】

取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、運用しております。取締役会は当社の経営に関する重要事項を決議し、その他の個別の業務執行に関する事項については経営会議内での合意や社長決裁に委任しています。また、業務執行責任者および社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しが行われる仕組みを構築しています。

【補充原則4 - 11】

社外取締役をはじめ、当社取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、毎期定時株主総会招集通知にて開示しております。

【原則5 - 1】

当社では、代表取締役がIR活動に関連する部署を統括し、日常的な部署間の連携を図っています。IR担当部署である人事総務部は、株主からの問い合わせ、機関投資家からのインタビュー及び面談依頼等を常時受け付けております。また、株主・投資家との対話を通じて提言された内容については、取締役会にフィードバックする体制を構築しております。

なお、株主・投資家との対話に際して、当社「インサイダー取引等の管理に関する基準」により、インサイダー情報を管理しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応(検討中)】

当社は、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応として、資本コストや資本収益性の現状分析・評価を行い、具体的な取り組み・目標等の開示に向けて、検討を進めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社DDグループ	669,984	42.92
野村証券株式会社	54,300	3.47
S B・A 2号投資事業有限責任組合	35,000	2.24
上遠野 俊一	25,800	1.65
伴 直樹	25,000	1.60
古屋 尚樹	20,200	1.29
麒麟麦酒株式会社	20,000	1.28
早川 靖夫	15,300	0.98
有田 健人	11,500	0.73
豊証券株式会社	9,000	0.57

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社DDグループ (上場:東京) (コード) 3073

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引等の実施にあたっては、取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、取締役会において取引の合理性と取引条件の妥当性について十分検討し、出席した監査等委員にも意見を求めた上で、取締役会の承認を得ることとしており、これにより、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木下 一	他の会社の出身者											
吉井 一浩	弁護士											
山村 嘉克	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木下 一	○	○	——	同氏は、当社の企業理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動すること、社内経営陣と独立した関係にあること、および事業会社において取締役等の重職を歴任し、企業経営に関する深い識見を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役として選任をお願いしたものであります。また、当社が株式を上場する東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる虞があるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
吉井 一浩	○	○	——	同氏は、当社の企業理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動すること、社内経営陣と独立した関係にあること、弁護士として企業法務全般に精通しており、高度な専門知識と高い倫理観を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役として選任をお願いしたものであります。また、当社が株式を上場する東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる虞があるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
山村 嘉克	○	○	——	同氏は、当社の企業理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動すること、社内経営陣と独立した関係にあること、および事業会社において取締役等の重職を歴任し、企業経営に関する深い識見を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役として選任をお願いしたものであります。また、当社が株式を上場する東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる虞があるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査等委員会の指揮・命令に服し、人事異動、処遇については、監査等委員会と取締役(監査等委員である取締役を除く。)が協議することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は代表取締役直轄のもと、代表取締役に任命された内部監査担当者1名が、年間の監査計画に基づき、内部監査規程に則って内部監査を実施しております。内部監査担当者は当該監査終了後、内部監査報告書を作成、代表取締役に提出し、その承認をもって結果を被監査部門に通知します。その後、被監査部門より指摘事項にかかる改善状況について報告を受け、状況の確認を行い、業務活動の適正・効率性の監査を通じて、内部統制機能の充実を図っております。

監査等委員会は監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)によって構成されております。監査等委員会における主な検討事項としては、年間の監査方針及び実施計画の策定、監査報告書の作成、内部統制の整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制等であります。監査等委員である取締役は取締役会への出席を行うことで取締役との連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を図るとともに、期末監査終

了後は会計監査人と意見交換を行い、監査報告書を作成、代表取締役提出し、定時株主総会において監査報告を行っております。また、常勤監査等委員の活動として、議事録、稟議書、契約書等書類の査閲を行うとともに、代表取締役や社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）を含む関係者との意見交換、内部監査人の監査状況及び店舗運営状況の監査、会計監査人による監査手続の立会並びに取締役会ほか社内の重要会議への出席を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	その他
-------------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役のインセンティブ報酬に関しては、2015年6月29日開催の定時株主総会において取締役に対するストック・オプションとして新株予約権を年額5百万円以内で発行することと決議をいただいております。但し、本報告書提出時において就任している取締役に対しては、当該ストックオプションを付与しておりません。

ストックオプションの付与対象者	従業員、その他
-----------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績向上への意欲、士気を高揚せしめ、もって当社企業価値及び顧客満足度をさらに向上させることを目的とするものであります。なお、本報告書提出時におけるストップオプション付与対象者は、過去に退任した取締役及び在籍している従業員に対するものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役それぞれの総額の報酬額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

当社は、2022年5月26日開催の第19回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬限度額を決定しています。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は年額200百万円以内(うち社外取締役分は20百万円以内)であります。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額50百万円以内であります。なお、当該定時株主総会決議時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の人数は2名、監査等委員である取締役の人数は3名であります。

当社は、2022年5月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は以下のとおりです。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については、その職位や会社の業績等を踏まえ、適正な水準とすることとし、金銭による固定報酬のみで構成することを基本方針といたします。支給総額は年額200百万円を超えない金額といたします。

監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬については、業務執行に対する監督機能及び監査機能を担う職責と役割に鑑みて、金銭による固定報酬のみで構成することを基本方針といたします。支給総額は年額50百万円を超えない金額といたします。

取締役の報酬等の具体的配分については、上述の方針に基づき決定することを前提に、取締役会で代表取締役に一任しております。

【社外取締役のサポート体制】

必要に応じて当社従業員を指名し、社外取締役の職務執行における業務補助を行うことといたしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役5名で構成されており、社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有する者、弁護士資格を有し法務に関して十分な知見を有する者を選任しております。

当社取締役会は経営方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置付け運営されており、原則として、毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するとともに、定期的に経営会議を実施し、経営判断の迅速化を図っております。また、監査等委員である取締役が取締役会へ出席することで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

監査等委員会は監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成されております。監査等委員会の構成員は、経営体制の透明性と公正性を確保するため、事業会社において取締役等の重職を歴任し、企業経営に関する深い識見を有する木下一氏、山村嘉克氏、及び弁護士として専門的な法務知識・経験を有する吉井一浩氏をそれぞれ選任し、専門視点の強化を図っております。監査等委員会は、原則として毎月1回開催されております。監査等委員会は常勤監査等委員を選定しており、常勤監査等委員が、監査の独立性を確保しながら、取締役会やその他社内会議に出席し、取締役の業務執行を監督すると共に、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告し、会計監査人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に会計監査人より報告を受けております。

報酬決定等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。役員個々の報酬額について、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については各取締役の職責や実績を勘案のうえ取締役会にて決定し、また監査等委員である取締役については常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮し、監査等委員会で協議し決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2022年5月26日開催の第19回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行しました。これにより、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実と企業価値の向上を目指すこととしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、年1回を目途に投資家向け説明会を開催していく予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、半期毎(中間・期末)に決算説明会を開催し、代表者自身が決算内容、事業の状況、今後の事業展開等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の決算情報及び、業績に係る修正情報、有価証券報告書、四半期報告書、事業報告書、決算説明会資料等を、当社ウェブサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	人事総務部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家等のステークホルダーに対して、適時、適切な情報開示を行うことが、経営の公正と透明性の維持につながるものと理解しております。 その為にも、当社は、IR活動をステークホルダーの皆様当社の企業経営、企業活動、戦略をご理解頂き、併せて当社の企業価値を正に評価頂く為の活動と捉え、株主や投資家の皆様との積極的なコミュニケーションを図り、経営の透明性の向上を図ってまいるとともに、当社に対するご理解と信頼を深める為、当社に関する企業情報を、理解し易くタイムリーにかつ正確に開示してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムの基本方針】

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、内部統制システムの整備に関する基本的方針を以下のとおり定める。

当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努める。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)全ての役員及び使用人に、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び社会的責任の達成のため、「取締役会規程」その他関連社内規程を整備の上、その周知徹底を図る。

(2)監査等委員会は、内部監査担当者と連携して取締役の職務執行の法令及び定款への適合性について監査を行い、必要に応じて取締役会で意見を述べる。

(3)内部監査担当者は、監査等委員と連携してコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。

(4)当社は、企業市民としての社会的責任を認識し、市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催し、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切に意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う。

(2)取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

(1)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。

(2)監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査等委員会の指揮・命令に服し、人事異動、処遇については、監査等委員会と取締役(監査等委員である取締役を除く。)が協議する。

- 6.監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- 7.取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
(1)取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査等委員会に報告する。
(2)監査等委員は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- 8.監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- 9.監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(1)監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
(2)監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- 10.その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査等委員会が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査等委員との定期的な意見交換の場を設けると共に、内部監査担当者は監査等委員と情報を共有し、連携を保つよう努める。
(2)監査等委員会は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、当社は、反社会的勢力と一切の関係を断絶することを基本方針とし、関連する規程の制定及びコンプライアンス体制の確立に努めております。
反社会的勢力排除に向けた整備状況として、全国暴力追放運動推進センターから有用な情報の収集・管理を実施しております。また、新規取引先については、必要に応じて外部の調査機関による調査を行うことで反社会的勢力が否かの判断を行っております。

その他

1.買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項